

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社リコー			コード	7752
提出日	2025/6/6	異動(予定)日	2025/6/24		
独立役員届出書の提出理由	2025年6月24日開催予定の第125回定時株主総会において、社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	横尾 敬介	社外取締役	○										△					有
2	谷 定文	社外取締役	○										△					有
3	石村 和彦	社外取締役	○										△					有
4	石黒 成直	社外取締役	○										△					有
5	武田 洋子	社外取締役	○										○					有
6	太田 洋	社外監査役	○										○					有
7	鈴木 国正	社外監査役	○										△					有
8	大塚 敏弘	社外監査役	○										△					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	横尾敬介氏は、株式会社高島屋の社外取締役であります。当社と株式会社高島屋との間には、製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社および株式会社高島屋それぞれの連結売上高の1%未満と僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。 また、同氏が取締役会長として就任しているソーナ・アドバイザーズ株式会社および代表取締役社長CEOとして就任している株式会社産業革新投資機構と当社の間には取引はありません。 加えて、同氏が過去10年以内に在籍していたみずほ証券株式会社、株式会社ニッセイ、第一生命保険株式会社と当社の間には製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社および当該各会社の連結売上高の1%未満と僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	横尾敬介氏は、2001年6月にみずほ証券株式会社の経営幹部に就任して以降、2007年4月に取締役社長、2011年6月から取締役会長として、長年にわたり金融・資本市場において卓越した経営手腕を発揮することにより、同社の発展に貢献してきました。また、2019年12月には株式会社産業革新投資機構の代表取締役社長CEOに就任し、日本の国際競争力向上へ貢献しています。 取締役会においては、社外取締役として、長年にわたる金融・資本市場での幅広い豊富な経験、ならびにファイナンスなどに関する幅広い知識・見識から、株主・投資家目線による適切な経営判断および経営監督を行っています。加えて、取締役会議長として中立的な立場から取締役会の進行・運営を行い、とりわけ社外取締役からの活発な意見を引き出すことで自由闊達かつ建設的な議論を主導しました。さらに、指名委員および報酬委員として、企業の経営トップの経験に基づき、独立した立場から積極的な議論を行い、監督機能の強化、ならびに指名・報酬プロセスの客観性・透明性の確保に貢献しています。 2024年度は、取締役会の議長として、適切な監督と活発な議論による意思決定を図るなど、取締役会の実効性の向上を図りました。また、取締役会における企業価値向上プロジェクトの審議などを通じて、特に中長期的な将来像の鮮明化、収益構造の転換、TSR拡大、資本政策、成長投資などに関する助言・提言を行い、リコーグループの事業成長の実現と企業価値向上に向けた取り組みに貢献しました。加えて、経営会議のオブザーブ参加、現場視察、社員との対話など、執行業務の積極的な理解に努めました。 当社取締役会は、同氏の長年にわたる金融・資本市場での豊富な経験、そしてファイナンスなどに関する幅広い知識・見識に基づく、独立した立場からの株主・投資家目線による経営判断および経営監督を期待するとともに、それらが21次中経および成長戦略の推進、ならびにリコーグループの株主価値・企業価値の向上のために必要であると判断し、同氏を社外取締役としております。 なお、同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

2	谷定文氏が顧問・客員研究員として就任している株式会社時事総合研究所と当社の間には取引はありません。 また、候補者谷定文氏が過去10年以内に在籍していた株式会社時事通信社、クワンツ・リサーチ株式会社と当社の間には製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社および当該各会社の連結売上高の1%未満と僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	谷定文氏は、1977年に株式会社時事通信社へ入社して以来、長年にわたり同社の経済記者として国内外において情報分析と情報発信を担い、2010年6月に取締役、2013年6月から常務取締役として卓越した経営手腕を発揮することで同社の発展に貢献してきました。また、2016年6月からは公益財団法人ニッポンドットコム常務理事編集局長として、日本の情報を広く海外に発信しながら、国際相互理解の増進に尽力するとともに、グローバルな人材育成にも貢献してきました。 取締役会においては、社外取締役として、長年の経済記者としてのグローバル経済や社会課題に関する幅広い経験・見識などから、適切な経営判断および経営監督を行っています。加えて、報酬委員長として、企業業績との適切な連動性確保など役員報酬の監督機能の強化ならびに役員報酬決定プロセスの透明性の確保に貢献するとともに、指名委員として、指名プロセスの客観性・透明性の確保を意識した議論を展開しています。 2024年度は、取締役会における企業価値向上プロジェクトの審議などを通じて、特に社内外への情報発信、人材戦略・育成、社員エンゲージメント強化、地政学リスク対応、情報セキュリティ強化などに関する助言・提言を行い、リコーグループの事業成長の実現と企業価値向上に向けた取り組みに貢献しました。また、報酬委員長として、株主や社員など幅広いステークホルダーの視点を踏まえつつ、適切な役員インセンティブ報酬のあり方の議論を指揮するなど、報酬委員会の実効性向上を図りました。加えて、経営会議のオブザーブ参加、現場視察、社員との対話など、執行業務の積極的な理解に努めました。 当社取締役会は、同氏の長年の経済記者としての豊富な経験、およびグローバル経済や社会課題に関する幅広い見識・洞察、加えて高度な情報収集・分析能力や優れたコミュニケーション能力に基づく、独立した立場からの株主・投資家目線による経営判断および経営監督を期待するとともに、それらが21次中経および成長戦略の推進、ならびにリコーグループの株主価値・企業価値の向上のために必要であると判断し、同氏を社外取締役としております。 なお、同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
3	石村和彦氏は、国立研究開発法人産業技術総合研究所の理事長兼最高執行責任者であります。当社と国立研究開発法人産業技術総合研究所の間には、製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社の連結売上高および国立研究開発法人産業技術総合研究所の年間活動収入の1%未満と僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。 また、同氏が過去10年以内に在籍していたAGC株式会社、TDK株式会社、株式会社IH、野村ホールディングス株式会社と当社の間には、製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社および当該各会社の連結売上高の1%未満と僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	石村和彦氏は、2006年に旭硝子株式会社(現AGC株式会社)の経営幹部に就任して以降、2008年3月に代表取締役社長執行役員COO、2010年1月に代表取締役社長執行役員CEO、2015年1月から代表取締役会長として、長年にわたり日本を代表する製造業のグローバル展開を主導するなど、卓越した経営手腕を発揮することにより、同社の発展に貢献してきました。また、2020年4月には国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長に就任し、日本の産業競争力の強化に貢献しています。 取締役会においては、社外取締役として、AGC株式会社の経営者としての幅広い豊富な経験、ならびに国立研究開発法人産業技術総合研究所の理事長としての知識・見識に基づく助言・提言などにより、適切な経営判断および経営監督を行っています。また、筆頭社外取締役として、取締役会議長と協働して継続的にガバナンスの強化を図り、独立社外取締役の職務を主導しています。さらに、指名委員長として、独立した立場から客観的な議論の展開を主導するなど監督機能の強化に貢献するとともに、報酬委員として、役員報酬決定プロセスの客観性・透明性の確保を意識した議論を展開しています。 2024年度は、取締役会における企業価値向上プロジェクトの審議などを通じて、特に成長戦略の具体化、資本収益性の向上、投資効率を重視した事業投資、株主・投資家とのコミュニケーション、人材戦略・育成などに関する幅広い助言・提言を行い、また経営トップとして経営改革を推進した経験から、当社の事業構造の変革の実現と企業価値向上に向けた取り組みに貢献しました。さらに、筆頭社外取締役として、グループ全体のガバナンス強化のあり方など、独立した立場から積極的な助言・提言を行ったほか、指名委員長として、客観的かつ多面的な観点からCEOの評価を指揮するなど、当社のガバナンスの実効性向上を図りました。加えて、主要執行部門とのコミュニケーション、現場視察、社員との対話を通じて、執行業務の積極的な理解に努めました。 当社取締役会は、同氏の経営者としての幅広い豊富な経験、環境問題への深い見識、および組織・ガバナンスのあり方についての高い問題意識に基づく、独立した立場からの客観的な経営判断および経営監督を期待するとともに、それらが21次中経および成長戦略の推進、ならびにリコーグループの株主価値・企業価値の向上のために必要であると判断し、同氏を社外取締役としております。 なお、同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
4	石黒成直氏は、株式会社NTTデータグループの社外取締役であります。当社と株式会社NTTデータグループの間には、製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社および株式会社NTTデータグループそれぞれの連結売上高の1%未満と僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。 また、同氏が過去10年以内に在籍していたTDK株式会社と当社の間には、製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社およびTDK株式会社それぞれの連結売上高の1%未満と僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	石黒成直氏は、1982年に東京電気化学工業株式会社(現TDK株式会社)に入社して以来、豊富な海外経験を通じ、同社の海外展開を牽引してきました。2014年6月執行役員、2015年6月常務執行役員などを歴任したのち、2016年6月から代表取締役社長として、電池やセンサー事業などEX(エネルギー変換・エネルギー貯蔵)とDXを軸にした新規事業の開拓に取り組むことで同社の事業構造の転換を推し進めるなど、卓越した経営手腕を発揮することにより、同社の発展と企業価値の向上に貢献してきました。その後、2022年4月代表取締役会長、同年6月取締役会長として、中長期的・俯瞰的視点に立ったガバナンス能力を発揮しました。 取締役会においては、社外取締役として、TDK株式会社の経営者としての幅広い豊富な経験などから、適切な経営判断および経営監督を行っています。加えて、指名委員として、企業の経営トップの経験に基づき、独立した立場から積極的な議論を行い、監督機能の強化、ならびに指名プロセスの客観性・透明性の確保に貢献しています。 2024年度は、取締役会における企業価値向上プロジェクトの審議などを通じて、経営トップとして経営改革を推進した経験から、特にスピードのある事業構造転換、戦略に従った組織設計見直し、グローバル人材の活用、中長期的な成長戦略の鮮明化などに関する助言・提言を行い、当社の事業成長の実現と企業価値向上に向けた取り組みに貢献しました。また、指名委員として、経営戦略に基づく組織および人事のあり方など、独立した立場から積極的な助言・提言を行いました。加えて、経営会議へのオブザーブ参加、主要執行部門とのコミュニケーション、現場視察、社員との対話など、執行業務の積極的な理解に努めました。 当社取締役会は、同氏の卓越したグローバル経営手腕、新規事業の育成や事業構造転換の実績、およびサステナビリティやガバナンスについての深い見識に基づく、独立した立場からの客観的な経営判断および経営監督を期待するとともに、それらが21次中経および成長戦略の推進、ならびにリコーグループの株主価値・企業価値の向上のために必要であると判断し、同氏を社外取締役としております。 なお、同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

5	武田洋子氏は、株式会社三菱総合研究所の執行役員兼研究理事シンクタンク部門長およびファナック株式会社の社外取締役であります。当社と当該各会社との間には、製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社および当該各会社の連結売上高の1%未満と僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	武田洋子氏は、1994年に日本銀行へ入行し、海外経済分析、内外金融市場分析などを担当後、海外留学を経て、2009年4月に株式会社三菱総合研究所に入社して以降、2017年10月に政策・経済研究センター長、2022年10月にシンクタンク部門統括室長などを歴任し、現在は同社執行役員 兼 研究理事 シンクタンク部門長として、金融経済に関する調査分析などに卓越した手腕・能力を発揮しています。また、政府等の審議会委員などに多数就任するなど、対外活動にも積極的に取り組んでおり、金融政策、財政や社会保障制度、労働市場などに関して幅広い政策提言を行っています。 取締役会においては、エコノミストとして長年培ったグローバル経済や社会動向への優れた洞察力や分析力、雇用問題や人材育成へのあり方などへの深い見識や知識を有する社外取締役として、適切な経営判断および経営監督を行っています。加えて、報酬委員として、独立した立場から積極的かつ公正な議論を行い、監督機能の強化、ならびに報酬プロセスの客観性・透明性の確保に貢献しています。 2024年度は、取締役会における企業価値向上プロジェクトの審議などを通じて、中長期的な将来像の鮮明化、グローバルにおけるリスクマネジメントや経済・金融市場動向への対応、社員エンゲージメント強化、人的資本経営、サステナビリティへの貢献などに関する助言・提言を行い、リコグループのグローバルでの事業成長と企業価値向上に向けた取り組みに貢献しました。また、報酬委員として、業績および株主や社員の視点から踏まえた多面的・客観的な観点での報酬水準の検討など、独立した立場から積極的な助言・提言を行いました。加えて、主要執行部門とのコミュニケーション、現場視察、社員との対話など、執行業務の積極的な理解に努めました。 当社取締役会は、同氏のグローバル経済や社会動向への優れた洞察力や分析力、雇用問題や人材育成のあり方などへの深い見識や知見に基づく、独立した立場からの客観的な経営判断および経営監督を期待するとともに、それらが21次中経および成長戦略の推進、ならびにリコグループの株主価値・企業価値の向上のために必要であると判断し、同氏を社外取締役としております。 なお、同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
6	太田洋氏は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業のパートナー弁護士です。同法律事務所は、当社が個別案件で法律事務を適宜依頼している法律事務所の一つであり、当社は同法律事務所の他の弁護士との間に法律業務を委託するなどの取引関係がありますが、当年度における取引額は当社連結売上高の1%未満と極めて僅少であり、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。 また当社と、同氏が社外取締役を務める日本化薬株式会社との間には製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社連結売上高の1%未満と極めて僅少であり、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。 さらに、同氏が評議員を務める公益財団法人ロッテ財団と当社の間には取引はありません。 加えて、当社は、同氏が幹事を務める一般社団法人日本取締役協会に対して、会費などを支払っていますが、当年度の当該会費などの支払金額は、当社連結売上高の1%未満と極めて僅少であり、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	太田洋氏は、2003年1月から現 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業のパートナーとして、企業法務、税務、コーポレート・ガバナンスの分野で、数多くの企業へのサポート経験を有しております。また、2014年7月からは一般社団法人日本取締役協会のコーポレート・ガバナンス委員会が副委員長を務めるなど、コーポレート・ガバナンスの専門家としても活躍されております。 2017年6月に当社社外監査役に就任し、弁護士としての経験と深い知識に基づき、リコグループのコーポレート・ガバナンス体制、経営体制、内部統制環境整備などについて数々の助言を行っており、当社における企業価値向上とコーポレート・ガバナンス強化に大きく貢献しております。 以上のことから、同氏に独立した立場からの客観的で適正な監査を実践いただけることを期待するとともに、それが更なるグループガバナンスの強化と当社の株主価値・企業価値の向上、ならびに今後の当社の様々な変革に向けて、企業法務の専門知識と豊富な経験が有用な監査に繋がると判断し、同氏を社外監査役としております。 なお、同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
7	鈴木国正氏は、株式会社JTBの社外取締役であります。当社と当該会社との間には、製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社連結売上高の1%未満と極めて僅少であり、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。 また、同氏が理事長を務める半導体後工程自動化・標準化技術研究組合およびシニアアドバイザーを務めるApollo Global Management, Inc.と当社の間には取引はありません。 加えて、同氏が過去10年以内に在籍していたソニーグループ株式会社と当社の間には、製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社連結売上高の1%未満と極めて僅少であり、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	鈴木国正氏は、1984年にソニー株式会社(現ソニーグループ株式会社)に入社以来、その傘下の子会社での勤務も含め34年にわたって、PC事業、エンターテインメント事業、モバイル事業などの経営幹部としての経験を有すほか、海外子会社のマネジメントも複数経験しており、事業のトランスフォーメーションやグローバル経営の高いノウハウを有しています。また、その後のインテル株式会社代表取締役社長としての経験を含めてデジタル分野での知識が深く、製造業とサービス業の両方における経営手腕を有しております。 2024年6月に当社社外監査役に就任し、これらの豊富な経験やデジタル分野での深い知見を活かし、専門的な視点で積極的に助言や提言を行うなど、当社における企業価値向上とコーポレート・ガバナンス強化に向けて大きく貢献しております。 以上のことから、同氏に独立した立場からの客観的で適正な監査を実践いただけることを期待するとともに、それが更なるグループガバナンスの強化と当社の株主価値・企業価値の向上のために必要であると判断し、同氏を社外監査役としております。 なお、同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
8	大塚敏弘氏は、株式会社みずほ銀行の社外取締役(監査等委員)であります。当社と当該銀行との間には、製品の販売などの取引がありますが、取引額は当社連結売上高の1%未満と極めて僅少であり、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。また当社の連結総資産に占める当該銀行からの借入残高は1.3%であります。 また、同氏が過去10年以内に在籍していたKPMGジャパン(有限責任あずさ監査法人含む)と当社との間には、アドバイザリーサービスなどの取引がありますが、取引額はKPMGジャパンの業務収入の0.5%未満と極めて僅少であり、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	大塚敏弘氏は、公認会計士として会計・財務に関する高度な知見を有しております。2003年7月にあずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)の代表社員(現 パートナー)に就任し、日本の代表的な企業の会計監査人として活躍したほか、コーポレート・ガバナンス、品質管理、リスクマネジメントの統轄責任者などの要職を歴任するなど、37年にわたる監査法人での経験とグローバルな視点での会計監査のノウハウおよびコーポレート・ガバナンス分野での大変深い見地を有しております。 2024年6月に当社社外監査役に就任し、これら豊富な経験や深い見地を活かして、財務・会計の領域のみならず、企業経営やコーポレート・ガバナンスに関しても、積極的に助言、提言を行っており、当社における企業価値向上とコーポレート・ガバナンス強化に向けて大きく貢献しております。 以上のことから、同氏に独立した立場からの客観的で適正な監査を実践いただけることを期待するとともに、それが更なるグループガバナンスの強化と当社の株主価値・企業価値の向上のために必要であると判断し、同氏を社外監査役としております。 なお、同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

当社は、社外役員に関して以下の基準を勘案の上、選任しております。

【社外役員の独立性基準】

1. 当社の社外取締役および社外監査役は、原則として独立性を有するものとし、以下各号のいずれにも該当する者とする。なお、リコーグループとは、当社および当社の子会社で構成される企業集団をいう。

(1) 当社の総議決権の10%以上の株式を有する者(以下「主要株主」という。)または当社の主要株主の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員、支配人またはその他の使用人でないこと。

(2) リコーグループが主要株主となっている会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員、支配人またはその他の使用人でないこと。

(3) 現在リコーグループの取締役(独立性を有する社外取締役を除く。)、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員、支配人又はその他の使用人でないこと、又は就任の前10年以内にリコーグループの取締役(独立性を有する社外取締役を除く。)、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員、支配人又はその他の使用人でなかったこと。

(4) 直近事業年度においてまたは直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、リコーグループを主要な取引先としていた者(リコーグループへの売上額がその者の連結売上額の2%以上である者をいう。)またはその者(その者の親会社および子会社を含む。)の取締役(独立性を有する社外取締役を除く。)、執行役、理事、執行役員、支配人若しくはその他の使用人でないこと。

(5) 直近事業年度においてまたは直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、リコーグループの主要な取引先であった者(その者への売上額がリコーグループの連結売上額の2%以上である者をいう。)またはその者(その者の親会社および子会社を含む。)の取締役(独立性を有する社外取締役を除く。)、執行役、理事、執行役員、支配人若しくはその他の使用人でないこと。

(6) リコーグループから役員としての報酬以外で直近事業年度においてまたは過去3事業年度の平均で1事業年度に1,000万円以上の金額の金銭その他の財産を直接または間接に得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士またはその他の専門家でないこと。

(7) リコーグループから直近事業年度においてまたは過去3事業年度の平均で1事業年度にその団体の総収入の2%以上の金額の金銭その他の財産を直接または間接に得ている法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファームまたはその他の専門的アドバイザー・ファームなどの団体に所属する者でないこと。

(8) 第1号から第7号までに該当する者の配偶者、二親等内の親族または生計を一にする親族でないこと。

(9) リコーグループから取締役を受け入れている会社またはその会社の親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員、支配人またはその他の重要な使用人である者でないこと。

(10) その他、当社との間で実質的に利益相反が生じるおそれのある者でないこと。

2. 前項第1号および第4号ないし第9号のいずれかに該当しない者であっても、当社の社外取締役および社外監査役として適格であると判断される者については、当該人物が社外取締役および社外監査役として適格であると判断する理由を対外的に説明することを条件として、当該人物を社外取締役および社外監査役に選任することができる。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。